

♪ 議場ジャズコンサートを開催しました ♪

市議会では、ジャズによるまちづくりを推進しており毎年6月定例会開会日に議場でジャズコンサートを開催しています。今年も6月11日に、倉沢大樹さんによるコンサートが行われました。

当日は、立ち見の方も含め大勢の市民が、「シングシング」や「となりのトトロ」など、迫力あるダイナミックな演奏を楽しみました。



▲倉沢大樹さんの演奏の様子

宇都宮ジュニア未来議会を開催します



▲任命書及び議員章交付式の様子

宇都宮の未来を担う中高生47名がジュニア議員となって、議場で質問します。ぜひ傍聴にお越しください。

- ◇日時 平成26年8月7日(木) 午前9時30分～
- ◇傍聴 市役所 議会棟6階  
\*当日、直接会場へお越しください。
- ◇定員 120名(満席の場合は立ち見となります)
- ◇問合せ先 議会事務局総務課 電話 (632) 2611

請願・陳情のご案内

教育・環境・福祉・医療・交通、その他さまざまな場面で、「こうして欲しい」「こうだったらいのに」と思われたことはありませんか。市民のみならず、どなたでも市政の要望や意見などを議会に提出することができます。

議員の紹介があるものを「請願」、ないものを「陳情」と呼んでいます。

提出された請願や陳情はそれぞれの委員会慎重に審査され、採択されたものは、市長にその実現を要望したり、関係機関に意見書や要望書を提出したりします。

請願は必ず審査されますが、陳情の場合、市の事務に属さないもの、明らかに実現性のないものなど、内容によっては「議長預かり」となり、審査されない場合もあります。

請願や陳情を審査するに当たって、提出者の希望により、委員会で説明及び意見を述べていただくこともできます。

提出方法

請願・陳情は、一人でも団体でも提出することができます。

記載例にしたがい日本語で趣旨、請願(陳情)事項をわかりやすく記載し、署名又は記名押印したものを、直接、議会に提出してください。

詳しくは、議会事務局議事課までお問い合わせください。

電話 (632) 2608

請願書の記載例

<p>【表紙】</p> <p style="text-align: center;">請 願 書</p> <p style="text-align: center;">(紹介議員)</p> <p style="text-align: right;">_____ 印</p>	<p>【本文】</p> <p>〇〇に関する請願(陳情)</p> <p>1. 趣旨 _____</p> <p>2. 請願【陳情】事項</p> <p>(1) _____</p> <p>(2) _____</p> <p>(3) _____</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p>住所 _____ 印</p> <p>氏名(代表者) _____ 印</p> <p>宇都宮市議会議長 _____ 印</p> <p>〇〇 〇〇様</p>
--	---

\*陳情の場合は表紙は不要です。

市議会へのご意見をお寄せください

宇都宮市議会では、広く市民の皆さんからご意見をお聴きし、さらなる議会活動の活性化を図ってまいります。

対象：市内在住又は通勤・通学している人

方法：手紙、ファクス、Eメールなど

(電話や口頭でのご意見は受付できません。また、住所、氏名、ファクス番号等を全て記載して下さい。)

回答：原則として1ヶ月程度で回答させていただきます。(※内容によっては、回答しかねるものもありますので、ご了承ください。)

提出先

〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5

宇都宮市議会広報広聴委員会

FAX (632) 2613

Eメール u3104@city.utsunomiya.tochigi.jp

問い合わせ先

議会事務局総務課 電話(632)2611

市民からのご意見と回答(抜粋)

**意見** 議会広報紙156号の表紙写真「着地型観光」について、無駄遣いの政策なのかと気になった。旅行会社のPRではないのか。**回答** 市観光振興プランに基づき、市農林公園ろまんちっく村の指定管理者が、着地型観光のモニターツアーを実施しており、このツアーの写真を表紙に使用したため、実施業者の問い合わせ先を掲載したものである。

**意見** 田原地区には商業施設がほとんどなく、自動車での買い物には高齢者には不便であり、生活に苦勞している。ぜひ、スーパーなどを誘致できないか。また、過疎化の問題をどのように考えているのか。**回答** 市では、日常生活に必要な施設への移動手段として、地域内交通の導入を支援しており、河内地域でも今年2月から「さぎそう河内号」が試験運行を開始したので、ぜひ活用してほしい。過疎化などの諸問題については、議会でも特別委員会を設置し、調査・研究している。また、地域住民が意見をまとめる「地域まちづくり計画」策定の際には意見を出してほしい。

\*詳細なご意見と回答は、市議会ホームページでご確認ください。